

ご遺族の方へ

＜お問い合わせ先＞深谷市役所(TEL 048-571-1211)

お亡くなりになった方が、下記の項目に該当している場合は、それぞれ手続きをお願いいたします。これ以外にも該当する内容がありましたら、ご確認のうえ手続きをしてください。

※死亡記載のある戸籍謄本等は本日から7日目(閉庁日を除く)以降からご請求いただけます。

(令和3年5月18日現在)

	対象となる方	深谷市での手続き	担当窓口
1	印鑑登録者	印鑑登録証(カード)は破棄していただくか、ご返却ください。	市民課市民係 2番窓口 TEL 048-571-1211 (内線 2013 2017)
2	マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	マイナンバーカード、通知カードは返納の必要はありません。※返納を希望される場合は、窓口までご相談ください。 住民基本台帳カードはご返納ください。	
3	外国人の方	特別永住者証明書、在留カードは死亡がわかる書面の写しを添えて地方入国管理局へ返納してください。	市民課市民生活係 1番窓口 TEL 048-574-6640
4	年金受給者または、加入者	【郵送での手続き】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165)へ必要書類を請求後、熊谷年金事務所(〒360-8585 熊谷市桜木町1-93)へ送付してください。 【窓口での手続き】 熊谷年金事務所(TEL048-522-5012)で必要事項を確認の上、熊谷年金事務所へ持参してください。 一部、市役所(⑤番窓口(保険年金課国民年金係TEL048-571-1211)または各総合支所)へ提出できる方がいますので、年金事務所で確認してください。 ※共済年金を受給されている方は、各共済組合にお問い合わせください。	ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165 熊谷年金事務所 TEL 048-522-5012
5	国民健康保険の加入者	国民健康保険被保険者証(70歳から74歳のかたは、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)をご返却ください。 医療費及び国民健康保険税について、お問い合わせください。葬祭費の支給申請をしてください。なお、深谷市国民健康保険以外の他の健康保険の資格喪失後3か月以内の死亡の場合は、加入していた他の健康保険から支給される場合があります。この場合においては、深谷市国民健康保険からは支給されませんのでご注意ください。 ＜持参するもの＞ ○葬祭費支給申請書 ○葬祭執行者(喪主)の確認できるもの(葬儀費用の領収書、会葬礼状等) ○葬祭執行者(喪主)の印鑑 ○葬祭執行者(喪主)の預金通帳	保険年金課 国保税係 国保給付係 5番窓口 TEL 048-571-1211 (内線 2176)
6	後期高齢者医療の加入者	後期高齢者医療被保険者証をご返却ください。医療費及び後期高齢者医療保険料について、お問い合わせください。 葬祭費の支給申請をしてください。 ＜持参するもの＞ ○葬祭費支給申請書 ○葬祭執行者(喪主)の確認できるもの(葬儀費用の領収書、会葬礼状等) ○葬祭執行者(喪主)の印鑑 ○葬祭執行者(喪主)の預金通帳	保険年金課 高齢者医療係 5番窓口 TEL 048-571-1211 (内線 2178 2183)
7	障害者手帳等をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のご返却及び喪失の手続きをしてください。届出者の印鑑(認印)をご持参ください。 ※重度心身障害者医療費や各種手当の支給を受けていた場合、相続人名義へ口座変更が必要です。 ＜持参するもの＞ ○申請者の印鑑(認印) ○通帳(相続人名義のもの)をご持参ください。	障害福祉課 7番窓口 TEL 048-571-1011
8	自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	受給者証のご返却をお願いします。	
9	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)をお持ちの方	受給者証のご返却をお願いします。	
10	介護保険被保険者(65才以上の方、または40才から64才までの方で介護保険被保険者証をお持ちの方)	介護保険被保険者証のご返却及び喪失の手続きをしてください。 ※介護保険高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金の支給を受けていた場合、相続人名義へ口座変更が必要です。 ＜持参するもの＞ ○相続人の印鑑(認印) ○通帳(相続人名義のもの)をご持参ください。	長寿福祉課 8番窓口 TEL 048-574-8544
11	保育園等・公立学童保育室に入園・入室する児童またはその保護者	教育・保育給付認定変更届出書または、学童保育室入室児童異動届の手続きをしてください。	保育課 6番窓口 TEL 048-574-8648
12	住宅等を所有する方	住宅等の建物を所有する方がお亡くなりになり、他に住む方・使用する方がいないと空き家となります。 空き家となる場合は、利活用や適正な管理をお願いします。 ○相続、空き家の適正管理の相談については、自治振興課へお問い合わせください。 ○空き家の利活用の相談は、建築住宅課(TEL 048-574-6655)へお問い合わせください。	自治振興課 21番窓口 TEL 048-574-8597

	対象となる方	深谷市での手続き	担当窓口
13	児童手当受給者または対象児童	消滅届または額改定届(減額)の手続きをしてください。 <持参するもの> ○印鑑 新たな受給者で申請される場合、申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますので、お問い合わせください。 ※受給者の死亡日の翌日から15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れますと、手当を受けられない月が出る場合がありますので、ご注意ください。	こども青少年課 6番窓口 TEL048-574-6646
14	こども医療費受給者または対象児童	受給資格証のご返却及び資格喪失の手続きをしてください。 受給者を変更する場合は申請をしてください。申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますのでお問い合わせください。 ※受給者の死亡日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 手続きが遅れますと、受けられない日が出る場合がありますので、ご注意ください。	
15	中学生以下のお子さんを養育されている方	交通事故や疾病などで死亡した父、母またはこれに準ずる方に養育されていた児童の保護者に対し、申請月から交通等遺児福祉手当を支給します。(その他資格要件があります) 申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますので、お問い合わせください。 なお、すでに交通等遺児福祉手当を受給されている場合、受給資格者証のご返却及び変更届の手続きをしてください。 <持参するもの> ○印鑑 ○受給資格者証	
16	児童扶養手当受給者 ひとり親家庭等医療費受給者 または対象児童	消滅届または額改定(減額)の手続きをしてください。新たな受給者で申請される場合、申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますのでお問い合わせください。 <持参するもの> ○印鑑 ○児童扶養手当証書 ○ひとり親家庭等医療費受給者証	収税課 4番窓口 TEL 048-574-6639
17	市税・国民健康保険税の納付について	市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の未納がある場合は納税が必要になります。市税、国民健康保険税を口座振替で納めていた場合は、納付方法等の変更手続きが必要になります。	
18	原付バイク(125cc以下)、 小型特殊自動車、 バイク(125cc超)、 軽自動車 をお持ちの方	引き続き使用される場合は所有者変更の手続きを、また廃棄する場合には、標識(ナンバープレート)返納の手続きをお願いします。 ※所有者変更、標識(ナンバープレート)返納手続きの窓口は次のとおりです。 ◇原付バイク(125cc以下)及び小型特殊自動車 手続き窓口は本庁舎市民税課 <必要なもの> ○ナンバープレート ○印鑑 ○標識交付証明書 ○免許証又は保険証 ◇バイク(125cc超) 手続き窓口は埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所(TEL050-5540-2027) ◇軽自動車 手続き窓口は軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所(TEL050-3816-3112)	市民税課 税制係 4番窓口 TEL 048-571-1211 (内線 2056 2058)
19	水道使用者	水道の使用者・所有者の名義変更をする場合は、給水装置(使用者・所有者)変更届により環境水道部お客様センターへ届出ください。 ※使用者・所有者の方がお亡くなりになった場合は、名義変更をお願いします。詳しくは、環境水道部お客様センターへお問い合わせください。	深谷市水道庁舎 (岡部浄水場内) 環境水道部 お客様センター TEL048-577-7543
20	公共下水道使用者	公共下水道使用者の名義変更をする場合、もしくは使用中止・精算する場合には、手続きが必要ですので、環境水道部お客様センターへお問い合わせください。	
21	農業集落排水使用者	農業集落排水処理施設使用者の名義変更をする場合、もしくは使用中止・精算する場合には、手続きが必要ですので、環境水道部お客様センターへお問い合わせください。	
22	農業者年金被保険者または受給権者	以下の添付書類を添えて、お近くのJA(農協)へ農業者年金死亡関係届出書を提出してください。 ○農業者年金被保険者証または農業者年金証書 ○死亡した方の戸籍謄本等(死亡日を明らかにすることができるもの)及び届出者の戸籍謄本等(配偶者を除く) お問合わせ先・・・農業者年金基金(TEL03-3502-3945)	農業委員会 24番窓口 TEL048-577-3439
23	相続等で農地を取得された方	相続等で農地を取得された方は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。 ○市内の農地を取得された方は、相続等の登記終了後、届出書を提出していただくこととなりますので、市農業委員会へお問い合わせください。 ○市外の農地を取得された方は、農地のある農業委員会へお問い合わせください。	
24	市営住宅入居者又は同居者	対象の方によって提出書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-524-7963
25	相続等で森林を取得された方	相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。農業振興課へお問い合わせください。	農業振興課 23番窓口 TEL048-577-3298
26	相続手続きが必要な方	各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を行っています。詳しくは、法務局へお問い合わせください。	さいたま地方法務局 熊谷支局 TEL048-524-8805